奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業 事業者募集要項 (再募集)



平成18年11月14日

岩手県奥州市

目 次

本募集要項の趣旨

事業の概要

事業者の募集及び選定のスケジュール

応募者の資格要件

提案書の審査

契約の手順

履行すべき業務の要求水準

提案の内容及び条件

様式1-1号 参加表明書

様式1-2号 代表企業(応募企業)及び構成員一覧

様式 2 号参加辞退届出書

様式3号 事業者募集要項に関する質問書

別添1「業務要求水準書」

別添2 「提案書の構成」

本募集要項の趣旨

奥州市(以下「市」という。)は、奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業(以下「本事業」という。)について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、PFI事業として実施することとした。平成18年6月2日、PFI法第5条の規定に基づき、「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業に関する実施方針」(以下「実施方針」という。)を公表した。

市は、実施方針に基づき本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成18年6月16日、本事業を「特定事業」として選定し、その旨公表したところである。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を募集及び選定するに当たり、事業者として本事業に参加しようとする者に交付するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

事業の概要

- 1 事業内容に関する事項
 - (1)事業名 奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業
 - (2) 事業の目的

市は、市民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、奥州市営浄化槽条例(以下「条例」という。)第3条に定める区域のうち水沢区の区域(以下「整備区域」という。)において浄化槽を整備することとしている。本事業は、民間の資金、経営及び技術的能力を活用することにより、浄化槽の建設業務及び建設された浄化槽並びに寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務の実施等を市財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3)事業概要

ア 事業の内容

整備区域内を対象とした 1,200 基の浄化槽 (浄化槽本体から 1 メートルまでの流入管渠及び放流管渠を含む。)建設業務の実施

本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施

整備区域内に既に設置された条例第2条第2号の規定による住宅所有者が所有する浄化槽のうち、市が寄付を受けた浄化槽及びその付帯設備の維持管理等業務の実施

その他本業務に関連する業務で市長が別に定めるもの

イ 事業期間等

事業期間は、10か年とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事 業者(以下「PFI事業者」という。)は、この間、浄化槽建設業務及 び維持管理等業務を実施する。

建設工事期間は、上記期間のうち契約日(事業開始日)から8年間と する。

11年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール(予 定含む)は次のとおりとする。

平成 18 年 11 月 14 日 平成 18 年 11 月 15 日 ~ 12 月 8 日 参加表明書及び添付書類受付 平成 18 年 11 月 15 日 ~ 12 月 13 日 参加資格審査 平成 18 年 12 月 18 日 平成 19 年 2 月 1 日、 2 日 平成 19 年 2 月 5 日 ~ 2 月 23 日 平成 19 年 2 月 26 日

平成 19 年 2 月 27 日

PFI事業者募集要項公表

参加資格審査結果の通知及び公表

提案書受付 提案書の審査

PFI事業予定者(優先交渉権者)の決定

及び公表

第1回基本協定協議

応募者の資格要件

1 参加資格要件

PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実 現することが求められるものであり、本募集においては、浄化槽関係者にとどま らず、他分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

応募者は単独の民間企業又は民間企業グループとし、民間企業グループの場合 はグループ構成員のそれぞれが、次の参加資格要件を満たすものとする。提案書 の提出はこの参加資格要件を満たされたもののみとする。

(1) 組織形態

- ア 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者は、PFI事業の契約に先立ち特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社として奥州市内に設立することとする。
- ウ 民間企業グループは、その中の1社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアから工までの全ての要件を満たすものとする。

- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると市長が 認定した場合には、この限りではない。
- ウ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成 員になることはできないが、市とSPCとのPFI事業の契約締結後、選 定されなかった応募者の構成員が、協力企業として当該事業に参加するこ とはできるものとする。
- エ 市とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業(当該企業の 指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。)及びその関連会社 (親会社及び子会社を含む。)が、応募者の構成員として参加していない こと。

(3) 業務執行能力及び財務能力

- ア 本事業を P F I 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウ ハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能 力を有していること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(4) 欠格条項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 市の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地 方税及び市に対する公租公課を滞納している者

(5) 留意事項

- ア 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施に当たっては、法令に基づき 一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格の全てを取得 している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務 を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能 力があることを証明すること。
- イ 代表企業の事業期間中のSPCへの出資割合は、50%を超えなければならない。

2 参加資格の審査・確認

(1) 参加表明書の提出

応募者は、参加表明書(様式1-1号)代表企業(応募企業)及び構成員一覧(様式1-2号)並びに添付書類を、下記により提出すること。

・ 提出方法: 持参のみとする。市は提出書類を確認後、受領書を発行する。

・ 受付日時: 平成 18 年 11 月 15 日(水)から平成 18 年 12 月 8 日(金)まで (土日祝祭日を除く。)の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及 び午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

· 受付場所: 奥州市水沢総合支所下水道課

・電話:0197 - 24 - 2111

· 提出書類:

参加表明書(様式1-1号)

代表企業(応募企業)及び構成員一覧(様式1-2号) 添付書類(ア~キは企業グループの場合、代表企業の書類のみとする。)

- ア 会社概要
- イ 定款
- ウ 印鑑証明書
- エ 法人税等納税証明書(地方税に係るものを含む)
- オ 法人登記簿謄本
- 力 損益計算書(直近3年分)
- キ 貸借対照表(直近3年分)
- ク 企業グループ間の内部協定書(代表企業と構成員との間で、業 務分担等について合意、締結した協定書の写し)

(2) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式2号)を平成18年12月13日(水)までに、下水道課まで持参又は郵送により提出すること。(参加辞退によって、今後、奥州市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。)

(3) 参加資格の確認

参加資格審査の結果については、平成 18 年 12 月 18 日 (月)までに、奥州市ホームページにおいて公表する。また、応募者に対して同日付けの書面で通知する。この手順をもって提案書の提出を依頼したものとする。

(4) 参加資格に関する説明要求

参加資格を「有しない」とされた応募者は、平成 18 年 12 月 19 日 (火)から 12 月 21 日 (木)までの間に、市に対して書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答は、平成 18 年 12 月 28 日 (木)までに当該応募(要求)者に対し送付する。

(5) その他

参加資格の確認は、参加申込書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記の参加資格要件を欠くこととなった場合は、その時点で失格とする。

3 事業者募集要項に関する質問

本募集要項の内容等に関して質問がある場合、下記によって受付ける。

- (1) 受付日時: 平成 18 年 11 月 14 日(火)から参加資格に関する質問は 11 月 24 日(金)午後 4 時まで、提案書に関する質問は平成 18 年 12 月 22 日(金)午後 4 時まで(持参の場合は土日祝祭日を除く午前 9 時から午前 11 時 30 分までと午後 1 時 30 分から午後 4 時まで)
- (2) 受付方法:事業者募集要項に関する質問書(様式3号)に記入の上、電子メール又は持参により提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受付けない。

メールアドレス:gesui-mi@city.oshu.iwate.jp

(3) 回答方法: 奥州市ホームページにおいて回答する。参加資格に関する質問の最終回答は12月1日(金) 提案書に関する質問の最終回答は平成19年1月10日(水)とする。なお、電話及び口頭での個別対応はしない。また、不当に混乱を招くことが予

測されると判断された事項については回答しない。

4 提案書の受付

提案書は、下記のとおり受付ける。提出方法は持参のみとする。市は、提出書類を確認後、受領書を発行する。

・ 受付日時: 平成 19 年 2 月 1 日 (木) 2 日(金)の 2 日間の午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

· 提出場所: 奥州市水沢総合支所下水道課

· 提出部数:正 1部 副 17部

5 その他応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本募集要項公表後、市が配布する資料及び回答書は、本募集要項を補完・ 修正するものである場合には、補完・修正事項が本募集要項よりも優先す るものとする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募のための保証金は免除する。
- (5) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。
- (6) 市は、応募者の承諾を得て、本募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何 に関わらず返却しない。
- (8) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (9) 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合は、直ちに応募者に通知する。
- (10) 参加資格を有すると確認された応募者に対し、必要に応じて別途ヒアリングの機会を設ける場合がある。
- (11) 原則として、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

提案書の審査

1 審査委員会等の設置

提案書の審査に当たっては、学識経験者等から構成する奥州市営浄化槽整備 事業民間事業者活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)及び市の職員等 で構成する奥州市営浄化槽整備事業民間事業者審査選定委員会(以下「選定委 員会」という。)を設置する。

2 事業予定者の選定

(1) 市長は、検討委員会及び選定委員会の審査に基づき、応募者に順位を付して選定する。

市長は、第1順位の応募者とこの事業の実施に係る契約(以下「PFI事業契約」という。)の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該応募者をこの事業を実施するPFI事業者として選定する。

- (2) 第1順位の応募者との協議が整わなかった場合は、第2順位の応募者と協議を行い、協議が整った場合は、第2順位の応募者をPFI事業者として選定する。
- (3) 第2順位の応募者と協議が整わなかった場合は、PFI事業の採否について検討するものとする。
- (4) 締切までに提案書を提出しなかった応募者及び1参加資格要件(5)の留 意事項を満たしていない応募者は失格とする。

3 審査結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知する。また、奥州市ホームページにおいて も公表する。

契約の手順

市と事業予定者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。

(1) 契約締結に向けての協定

事業予定者選定後、速やかに、事業予定者(企業グループの場合は、代表企業)と市の間で、契約締結に向けての協定を締結する。

この協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者がSPCを設立すること、 市は事業予定者と契約仕様についてその内容を協議すること、事業予定者と 市の双方が契約締結に向け誠意を持って協力していくことを確認する旨の内容とする。

(2) SPCの設立

事業予定者は、上記協定の締結後、提案書に基づいたSPCを株式会社として設立するものとする。

(3) 仮契約

事業予定者によるSPC設立後、市はSPCと合意された事業内容及び仕様に基づいた仮契約を締結する。仮契約は市議会(平成19年6月開催予定)の議決に付される。

(4) 本契約(事業契約)

仮契約議案が市議会の議決を得た後、その旨を契約の相手方に通知したと き本契約は成立する。

(5) 業務実施計画書

事業予定者は、契約締結後直ちに、本事業の業務実施に関する業務実施計 画書を作成し、市の承認後、事業に着手する。

履行すべき業務の要求水準

市がPFI事業者に要求する業務水準は、別添1「業務要求水準」に記載するとおりである。概ねこの内容が事業契約書に規定されることとなるため、業務要求水準を満たした内容を提案すること。

提案の内容及び条件

市が応募者に要求する提案書は、別添2「提案書の構成」に準じて作成するものとする。

様式1-1号

参 加 表 明 書

平成18年 月 日

奥州市長 あて

(住 所)

(会社名又は代表企業名)

EI

(代表者)

(電話・FAX番号) (メールアドレス)

「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業」への参加について

「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業」に参加を希望しますので、参加表明書を提出します。

記

<u>グループ名</u>

代表企業(応募企業)及び構成員一覧

グループ名

代表企業 又 は 応募企業	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者 所属 Tel Fax 本事業での役割	氏名 メールアドレス
構成員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者 所属 Tel Fax 本事業での役割	氏名 メールアドレス
構成員	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者 所属 Tel Fax 本事業での役割	氏名 メールアドレス

- 備考 1 本事業での役割欄には、業務分担を簡潔に記入し、一業務を複数企業で分担する場合も各 分担を記入する。
 - 2 役割業務に資格が必要な業務を担当する場合は必要な資格を持った会社とすること。
 - 3 構成員が4社以上の場合は、本様式に記入しきれない構成員について、この様式に準じた ものを作成し、記入すること。
 - 4 応募者が1社の場合、グループ名及び構成員欄の記入は不要。
 - 5 グループにより応募する場合は代表企業と構成員との間で締結した企業グループ間の内部協定書を提出すること。

様式2号

参加辞退届出書

(EII)

奥州市長 あて

(住 所) (会社名又は代表企業名)

(代表者)

(電話・FAX番号) (メールアドレス)

平成 年 月 日付で参加を申込みました「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業」への参加について、都合により辞退したいので届け出ます。

記

グループ名

平成18年 月 日

奥州市長 あて

事業者募集要項に関する質問書

「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業事業者募集要項」について、以下のとおり質問を提出します。

	会 社 名:
提出者	部 署:
	氏 名:
	所 在 地:
	電話番号:
	FAX 番号:
	メールアト゛レス:
	1 事業者募集要項 2 業務要求水準書 3 提案書の構成
	(*該当する書類を で囲んでください。)
 該 当 箇 所	該当するページ:
	該当する大項目:
	該当する中項目:
	該当する小項目:
質問のタイ	
トル	
 質問の内容	
貝回の内台	

- 注1 質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。
 - 2 質問は、この用紙1枚につき1件とします。